

IV 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等について

今回の災害では、燃料が不足し、災害対応に支障を来したことから、災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど、備蓄しておくべき物資の品目、数量等が検討され、確保されていること。

（１）検討会委員からの意見

物資等の備蓄・輸送

- 物資等の備蓄・輸送については、自衛隊の補給処やコンビニにそのノウハウがあるが、今後、自治体の備蓄の現状、特に在庫がリアルタイムで把握できる手段や輸送手段等のシステム構築なども重要である。
- 物資等の備蓄について、津波の浸水が予測されている地域の住民に対しては、高台の避難所に非常持ち出し品を預けるシステムを検討する必要がある。持ち出しよりも避難を優先すること、平時から自分で必要なものは自分で備えるという自立した意識をもつことの重要性にかんがみ、例えば一定の箱を用意し、ここに住民が自ら揃えたものを入れ、それを市町村は保管する。毎年、防災の日などに一齐に中身の入れ替えや点検を行うことが大切。このようなシステムの導入が期待される。（自治体の予算面の軽減も期待される。）

備蓄場所の点検

- 東日本大震災では、指定避難所と備蓄の場所が問題になった。物資を備蓄していた倉庫が津波の被害に遭った。指定避難所以外に避難所を設営したケースも多く備蓄場所の点検も必要である。（再掲）

女性の視点に立った物資の備蓄・供給

- 今後の防災対策を検討、構築する際に、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取組を一層推進することが必要である。
- 避難所等の避難者に支援する者は男性中心になりがちであり、女性から男性に要望を伝えにくい場合がある。このため、岩手県では女性の自衛官にも避難者への支援に協力いただき、女性からの要望を聞き出しやすい環境づくりに取り組んだ事例がある。

（２）補足説明

燃料優先提供協定の締結の検討

- 「被災沿岸市町村への聞き取り調査」によると、東日本大震災において、主な被災３県の沿岸 37 市町村のうち、15 市町村で民間企業等との間で燃料優先提供の協定を締結しており、そ

のうち9市町村で協定が機能したと回答があった。今後、地方公共団体においては、災害における燃料供給について民間企業等と協定を締結するなどの検討が必要である。

備蓄物資の品目、数量等の検討・確保

- 東日本大震災において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、防災基本計画に新設された「津波災害対策編」では、「地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。」と定めている。
- 災害に備えて地方公共団体は食料、飲料水等の生活必需品、医療品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び、災害時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めているが、東日本大震災直後、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇が見られたことから、地方公共団体は、備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討、確保の必要がある。

備蓄品目、数量の点検については、和歌山県の取組が参考となるので、次に示す。

【事例】和歌山県主導による県及び県内市町村の備蓄品目、数量の点検・洗い出し

<緊急点検（短期）の実施結果の公表>

備蓄品目、数量の点検・洗い出し

県及び県内各市町村の備蓄状況を調査し、新たに備蓄する品目・数量洗い出し

想定最大避難者数243,000人×1.2≒約30万人分
県・市町村・県民がそれぞれ1日分の備蓄を行う。

【調査結果】

(県)

- ・食糧は計画的に備蓄（H19～H28で300,000食）
- ・東日本大震災直後、要望が高かった飲料水、粉ミルク、紙おむつ等備蓄されていない。

(市町村)

- ・食糧、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等について、備蓄状況・数量はばらつきがある。

【今後の対応】

(県)

- ・新たに飲料水、簡易トイレ、粉ミルク、紙おむつ等を追加
- ・県内の飲料水製造メーカー等と協定を締結する

(市町村)

- ・食糧、飲料水、簡易トイレ、粉ミルク、紙おむつ等備蓄するよう指導
- ・想定避難者数に合わせて備蓄数量を確保するよう指導
- ・避難所運営に必要な資機材（発電機、間仕切り等）の整備へ県が助成

(家庭・事業所)

- ・広報誌、パンフレット、防災訓練等あらゆる機会を通じて周知

(備蓄の促進)



【事例】政府による支援物資の調達・搬送状況（被災者生活支援チーム）

- 被災者生活支援チームにおいては、緊急支援物資（食料、飲料、毛布、燃料等）、生活用品等（副食品、離乳食、乳児用ミルク、服、下着、おむつ、菓等）、避難所環境改善物資（炊き出しセット、洗濯機、一般薬、パーティション等）を調達・搬送。
- 地震発生当初は、緊急支援物資の需要が多く、食料、飲料、毛布、燃料を中心に支援。その後、生活用品等、さらには避難所環境改善のための物資へとニーズの変化に伴い、対応。
- 物資調達は、4月21日から県による調達・配送の枠組みへ移行したが、3月11日から4月20日までに実施した被災者生活支援チームによる物資支援の最終的な実績は、以下のとおり。

＜被災者生活支援チームによる物資調達・輸送の最終実績（平成23年5月13日）＞

区分	調達品目	実績
食料・飲料	食料計（食）	26,209,234
	パン（食）	9,391,373
	即席めん類（食）	2,557,730
	おにぎり・もち・包装米飯（食）	3,501,074
	精米（食）	3,357,313
	その他（缶詰等）（食）	7,401,744
	飲料（本）	7,937,171
生活用品	トイレットペーパー（個）	379,695
	毛布（枚）	409,672
	おむつ（枚）	395,521
	一般薬（箱）	240,314
	マスク（枚）	4,380,442
燃料	燃料等（リットル）	16,031,000

要請件数:合計 約5,800件

（上記の物資の輸送手段）

全日本トラック協会を通じて手配したトラック延べ1,893台

自衛隊航空機延べ150機 警察・民間ヘリコプター5機 船舶8隻

※ 上記集計の対象は、被災者生活支援チームが調達・配送した物資の最終的な実績。
このほかに、民間団体、地方公共団体等からも多くの物資が被災地に届けられている
ほか、県独自での物資調達が続けられている。

＜その他の調達物資の事例＞

飲食物	副食、病院食、離乳食、乳児用粉ミルク、菓子、野菜、果物
衣服等	洋服、下着、防寒着、靴下、運動靴、長靴、サンダル、ベルト、雨合羽
台所用品	台所洗剤、鍋、炊き出しセット、ラップ、プラスチック製食器、割り箸、紙コップ、お椀、スプーン、フォーク、調理器具、電気ポット、電子レンジ、カセットガスボンベ、カセットコンロ、アルミホイル
衛生用品	生理用品、介護用手袋、タオル、お尻ふき、消毒用アルコール、歯磨きセット、石けん、シャンプー、ボディソープ、スポンジたわし、足ふきマット、手洗い洗剤、ガーゼ、カミソリ、入れ歯洗浄剤、綿棒、消臭スプレー、ドライヤー、ヘアブラシ
生活用品	哺乳瓶、布団、マットレス、ウェットティッシュ、カイロ、ペーパータオル、ゴミ袋、軍手、つめきり、アレルギー用薬、ブルーシート、延長ケーブル、ポリタンク、ストーブ、ラジオ、ろうそく、携帯トイレ、懐中電灯、乾電池、ゴム手袋、ボックスティッシュ、エマージェンシーシート、パーテーション、屋内テント、熱さまシート、乾燥機、洗濯機、温風ヒーター
その他	ドライアイス、不織物、遺体収納袋、棺桶、骨壺、棺桶布団、仏衣、テント、ガムテープ、土嚢袋、次亜塩素酸、消石灰、防犯ブザー、衛星電話、スコップ、水中ポンプ、発電機、車いす、ストレッチャー

男女共同参画の視点による備蓄等

- 物資の備蓄・配送・配付については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮することが重要である。

【参考】防災対策推進検討会議（第1回）清原兵庫県理事提出資料（抜粋）

災害復興と防災・減災のまちづくりへの女性たちの視点と参画のルールづくり

- 女性・ベビー用救援物資の備蓄・配送・配布のしきりを構築し、避難所のしきり、授乳・着替えスペース、洗濯物干し、語り合える場などを確保することが重要である。
- 避難所、仮設住宅、災害復興公営住宅などに女性リーダーを必置し、災害対策基本法に基づく防災会議や復興会議等に一定の女性割合の確保を図ることが重要である。
- 子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの具体的配慮が必要である。
- 普段から母子保健等当事者であり、生活者である女性たちの意思決定の場への参画と活躍を支援し、防災・減災のまちづくり、要援護者支援、避難訓練等を進めておく必要がある。

【事例】女性・地域住民からみた防災施策の現状と課題（全国知事会）

全国知事会では、女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査を実施した。備蓄に関する質問について、市町村では、女性用品、乳幼児用品や高齢者等の介護食などを備蓄している割合が低い結果であった。

⇒ 詳細は 227 頁参照

【事例】女性の視点・ニーズを反映した避難所運営（内閣府男女共同参画局）

内閣府男女共同参画局では、東日本大震災を踏まえ、女性の視点・ニーズを反映した避難所運営について、被災地における現地調査等で聞き取った好事例（女性専用スペースの設置、被災者支援のための雇用創出、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制など）を取りまとめており、ホームページで広く公開している。

⇒ 詳細は 228 頁参照

支援物資物流に係る体制及び拠点の確保・整備

- 支援物資の物流に係る国・地方公共団体の体制確保や物流事業者・事業者団体との連携等については、国土交通省による「支援物資物流システムの基本的な考え方に関するアドバイザー会議」の報告書（平成23年12月2日）が参考となり、地方公共団体としても留意すべきである。

→ 資料 支援物資物流システムの基本的な考え方〔概要〕（国土交通省総合政策局）
（参考資料 268 頁を参照）

- 都道府県・市町村においては、それぞれ物流事業者等と協議の上、物資集積拠点（都道府県は1次集積所、市町村は2次集積所）を定めておくことが重要である。今回の大震災では、岩手県遠野市による後方支援拠点としての取組なども含め、市町村間、都道府県間の協力、連携も重要である。

物資の仕分け・配送における民間業者の活用

- 大規模災害時を想定した物資の仕分け・配送については、民間業者の活用を事前から検討しておく必要がある。

【事例】物資の仕分け・配送における民間業者の活用（宮城県気仙沼市）

気仙沼市では、救援物資の仕分け・配送について、当初、市役所で行っていたが、すぐに物資があふれたため、旧青果市場に移した。しかし、その後も大量の物資が届き混乱をきたしたため、平成23年3月20日頃に協力の申し入れがあったヤマト運輸に、倉庫内の配置や在庫管理も含め、救援物資の仕分け・配送を依頼した。この結果、避難所のニーズに基づく配送が可能となり、市内の約90箇所ある避難所や集落に円滑に物資を届ける仕組みが整った。

⇒ 詳細は229頁参照

【事例】緊急物資一元管理・配送システム（福岡県北九州市）

北九州市は、平成20年7月、大規模災害時の救援物資について、被災者への円滑な供給と不必要な物資の受け取りを制限することを目的に、物流業者8社と「災害における物資輸送等の支援に関する協定」を締結した。市が設置する物資集配センターから各避難所への物資の運搬に加え、物資の仕分けや在庫管理に必要なスタッフの派遣や機器の提供を受けるなどの取り決めを行うとともに、物流業者を含めた訓練も実施している。

⇒ 詳細は230頁参照

IV 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等について

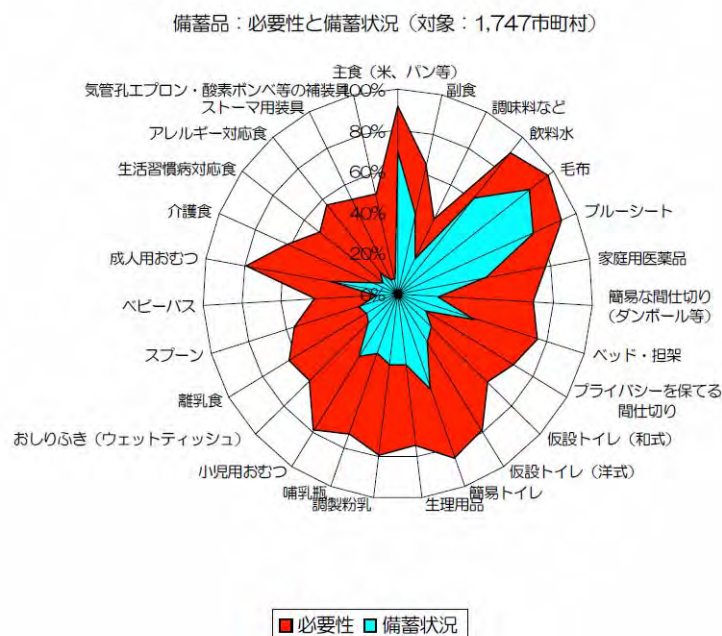
【事例 54】 全国知事会：女性・地域住民からみた防災施策の現状と課題

全国知事会では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの大規模災害における被災地において、女性の負担が大きいことが報告されていることを受け、全国の都道府県と市町村を対象に、女性や妊産婦、高齢者、障害者の視点を踏まえた指針やマニュアル等の整備状況や、意識等に関する調査を実施した。

調査結果では、女性や災害時要援護者、関係者などの視点を防災施策に反映させるための指針、マニュアルを発行しているのは、都道府県では38団体（80.9%）と高い値だったが、市町村では720団体（41.2%）と、4割程度の回答に留まった。市町村の中でも、人口規模が大きくなるにつれて、女性や災害時要援護者、関係者などの視点を反映させた各種の刊行物を作成し、発行している割合が高いが、全般的に見て、住民向けのパンフレットやマニュアルの作成や発行の割合は低い状況である。

また、妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者や障害のある人、病人などのニーズを踏まえた備蓄に関する質問について、市町村では、女性用品、乳幼児用品や高齢者等の介護食などを備蓄している割合が低い結果であった。備蓄に関しては、財政的な負担が大きいとの意見もあることから、今後、都道府県と市町村が連携し、備蓄体制を検討していく必要がある、との課題も示されている。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫県では、乳児、女性、高齢者を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる旨の記載がされている。



備蓄品の必要性と備蓄状況（市町村回答結果）

（出典）女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査結果（全国知事会）

IV 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等について

【事例 55】 内閣府男女共同参画局：女性の視点・ニーズを反映した避難所運営

内閣府男女共同参画局では、東日本大震災を踏まえ、女性の視点・ニーズを反映した避難所運営について、被災地における現地調査等で聞き取った好事例を取りまとめている、ホームページで広く公開している。

【東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例（平成23年5月23日時点）】

○「女性専用スペース」の設置

女性専用スペースを設置し、情報の提供や交換の場、心境・不安を語り、相談等が肩肘張らずできる場となっている。

湯沸かし、着替え、授乳、お化粧、ドライヤーの使用など、様々な目的で人が常に集まる、和やかなスペース。

運営は、県の男女センターの職員がコーディネーターとなり、地元の女性団体のグループがボランティアで行っている。



○被災者支援のための雇用の創出

被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用。

○女性や子育てに配慮した避難所の設計

- ・快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉に大掃除を呼びかけ、その機会に間仕切りを設置。
- ・乳幼児のいる家庭専用部屋、女性専用物干し場、男女別入浴所や更衣室を設置。
- ・女性や子どもはひとりでトイレに行かないように注意喚起。



○女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

- ・避難所内で毎日女性リーダー会議を実施し、女性のニーズを反映。
- ・区長と婦人部が協議して避難所を運営、毎朝食時に1日の予定を協議。

内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」

<http://www.gender.go.jp/saigai.html>

Ⅳ 災害予防等

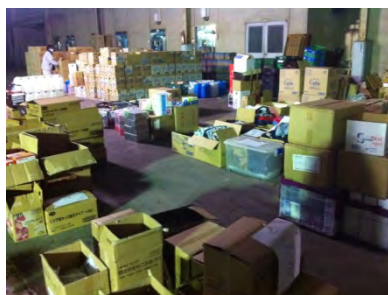
1 物資等の備蓄・輸送等について

【事例56】 気仙沼市（宮城県）：物資の仕分け・配送における民間業者の活用

気仙沼市では、当初、市職員約30人が専従し、救援物資の仕分けを市役所で行っていたが、救援物資が溢れたため、平成23年3月15日より青果市場に移した。しかし、その後も、毎日大量の物資が届き、場当たりの配送しかできない状態であった。

3月20日頃にヤマト運輸から物資の仕分け・配送に関する協力の申し入れがあり、ヤマト運輸のロジスティックスの専門家が倉庫内の配置を考え、在庫管理を行うこととなった。この結果、避難所のニーズに基づく配送が可能となり、市内の約90箇所ある避難所や集落に物資を円滑に届ける仕組みが整った。

これにより、当初、物資の仕分け・配送に係わっていた市職員30人は、最終的には2人を残して本業に戻ることができた。



物資および物資の倉庫（気仙沼市提供）

IV 災害予防等

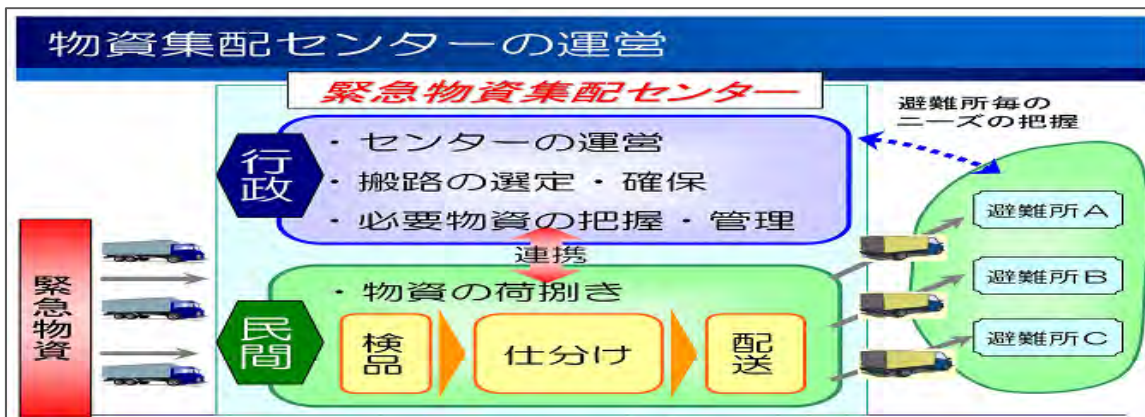
1 物資等の備蓄・輸送等について

【事例 57】 北九州市（福岡県）：緊急物資一元管理・配送システム

北九州市は、平成20年7月、大規模災害時の救援物資について、被災者への円滑な供給を確保するため「緊急物資一元管理・配送システム」の確立を目指し、大手等の物流業者8社と「災害時における物資輸送等の支援に関する協定」を締結した。

市では大規模災害発生時に、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理する災害時緊急物資集配センター（以下、「物資集配センター」という。）を市内の6つの候補施設から被災状況等を勘案のうえ選定し、設置することとしている。協定を結んだ物流業者には、物資集配センターから各避難所への物資の運搬に加え、物資集配センターにおける物資の仕分けや在庫管理に必要なスタッフの派遣や機器（フォークリフト、パレット、ロールボックス等）の提供（貸与）を受ける。また、古着、生鮮食品、缶詰などといった市側が在庫を抱えると困るような物資は、協定を締結した物流業者の全国の窓口で物資の提供者から受け取らないようにする「受託制限」も実施する。

なお、物資集配センターの運営は、市の関係局から構成される横断的な組織に協定を締結した物流業者を加えた「緊急物資対策チーム」を災害対策本部の直轄に編成して行うこととしており、「緊急物資一元管理・配送システム運営マニュアル」も作成した。加えて、平成21年2月には、「緊急物資一元管理・配送システム」を検証するため、物流業者も含めた緊急物資集配センター運営訓練を実施した。その後も毎年、訓練を重ね、結果を検証し、マニュアルの変更等、よりスムーズに機能する体制整備につなげている。



IV 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等について

【事例 58】石巻市（宮城県）：物資の行き渡りを把握するのは困難

石巻市では、被害が大きい43地域の集会所などに、1日に1回程度の割合で、水や食料品を約45,000人分搬入し、住民に配給した。

しかし、発災当初は、実際に必要とする人に、必要な量の物資が行き渡っているかどうかまでは、完全に把握することができなかった。また、避難所以外で暮らす被災者向けに用意する食料は、1日1食だけにとどまっており、被災者は食料の不足を自衛隊が配る菓子類で補ったり、自主的な炊き出しなどで賄ったりしていたのが実情であった。

市では、避難所を行ったり来たりする住民もあり、食事が必要な人数も増減するため正確な物資の数量を把握することが困難であり、時間の経過とともに改善され、必要な物資供給の数量等を把握することができた。



物資の仕分け・整理の様子（石巻市提供）

【事例 59】宮城県：在宅避難者の物資の確保

宮城県の地域防災計画では、避難収容対策の項目で給水、給食などの支援活動が可能な避難所の確保を市町村に求めている。一方で、在宅被災者については、高齢者や障害者など災害時要援護者の把握と災害時の安否確認を求めている程度で、在宅被災者全般への対応に関する記載はない。

今回の震災においては、住宅の1階が津波で被災して2階に居住しており、ライフラインの途絶により炊事ができない等の在宅被災者が多数発生した。これらの在宅被災者に対し



物資の分配の様子（石巻市提供）

ても市町村から避難所、町内会、配付ポイントなどを通じて食料等の配給が行われたが、対象者の把握が困難なこともあり、配給が十分に行き渡らないこともあった。

県の危機対策課では、今後の地域防災計画の見直しにおいて「在宅者対策は課題の一つになる」としている。